

廃棄物処理業の許可制度 について

平成26年10月24日

環境省

大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

廃棄物処理業許可制度について①

制度の概要

- 廃棄物処理法上、廃棄物の処理を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長又は都道府県知事等の許可を受けなければならないこととされている（廃棄物処理法第7条第1項・第6項及び第14条第1項・第6項）。
- 廃棄物の処理を許可制度としているのは、①廃棄物は、自由な処理に任せているとぞんざいに扱われるおそれがあり、生活環境保全上の支障が生じる可能性があることや、②産業廃棄物にあつては、当該処理委託は、当該産業廃棄物の受け渡しと同時に処理料金が支払われるため、産業廃棄物処理業者が、その処理コストを捻出せずに不法投棄等の不適正処理を行うインセンティブが働くこと等が考えられるため、業として廃棄物の処理を行う行為を一般的に禁止した上で、必要な施設・能力等を有し、かつ、欠格要件に該当しないことを審査したうえで、廃棄物の処理を適正に実施することができると認められる者についてのみ当該行為を行うことができることとしているもの。

許可要件

業の許可を取得するには、申請が許可の基準に適合していること及び申請者が欠格要件に該当しないことが必要。

※ 許可の基準には、①施設に係る基準と②申請者の能力に係る基準がある。

①取り扱う廃棄物の性状に応じた適正な処理のできる施設を有すること

②廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能並びに経理的基礎を有すること。

※ 欠格要件とは、申請者の一般的適性について、法に従った適正な業を遂行することが期待できない者を類型化して排除することを趣旨としており、破産者や罰金刑・禁錮刑に処せられた者のうち一定の者等が該当する。

廃棄物処理業許可制度について②

廃棄物処理業許可に係る特例について

- 廃棄物処理業許可制度の特例として、専ら再生利用の目的となる廃棄物のみの処理を行う者や環境省令で定める者(※)については、許可の対象とならないこととされている(廃棄物処理法第7条第1項・第6項及び第14条第1項・第6項のいずれも但書き)。

※ 環境省令で定める者として、廃棄物処理法施行規則(昭和46年厚生省令第35号)により、以下の者が規定されているところ。

<一般廃棄物処理業(例)>

- ・ 市町村の委託を受けて一般廃棄物の処理を業として行う者。
- ・ 再生利用されることが確実であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの処理を行うものであって、市町村長の指定を受けたもの。
- ・ 国(一般廃棄物の処理をその業務として行う場合に限る。)

<産業廃棄物処理業(例)>

- ・ 再生利用されることが確実であると都道府県知事等が認めた産業廃棄物のみの処理を行うものであって、都道府県知事等の指定を受けたもの。
- ・ 国(産業廃棄物の処理をその業務として行う場合に限る。)

(参考) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)

(一般廃棄物処理業)

第7条 第1項

一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域(運搬のみを業として行う場合にあつては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。)を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

(産業廃棄物処理業)

第14条 第1項

産業廃棄物(・・(中略)・・)の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域(運搬のみを業として行う場合にあつては、産業廃棄物の積卸しを行う区域に限る。)を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその産業廃棄物を運搬する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

専ら再生利用の目的となる廃棄物について

制度の概要

- 専ら再生利用の目的となる廃棄物の処理については、廃棄物処理業の許可の対象としないこととされている。
- 具体的には、専ら再生利用の目的となる廃棄物、すなわち、古紙、くず鉄（古銅等を含む。）、あきびん類、古繊維を専門に取り扱っている既存の回収業者等が該当する。
（昭和46年10月16日付け 環整第43号 厚生省環境衛生局長通知）

再生利用業者の指定制度について

制度の概要

- 再生利用されることが確実であると市町村長が認めた一般廃棄物又は都道府県知事が認めた産業廃棄物については、市町村長又は都道府県知事の指定により廃棄物処理業の許可を不要とするもの。
- 産業廃棄物にあつては、当該指定には、「個別指定」と「一般指定」がある。

<産業廃棄物に係る再生利用業者の指定制度について>

個別指定

- 指定を受けようとする者の申請を受けた上で、指定の審査の結果、個別指定の基準に適合していると認められるときには、再生利用に係る産業廃棄物を特定した上で、再生輸送業者又は再生活用業者として指定するもの。
- 個別指定の基準としては、以下のような基準がある。
 - ・ 対象産業廃棄物の排出事業者のみからその処理の委託を受けること。
 - ・ 処理の用に供する施設及び申請者の能力が産業廃棄物処理業の許可の基準に適合すること。
 - ・ 処理において、生活環境保全上の支障が生じないこと。
 - ・ 再生利用業が営利を目的としないものであること。
 - ・ 欠格要件に該当しないこと。

一般指定

- 都道府県等内において同一形態の取引が多数存在する場合等について、指定を受けようとする者の申請によらず、は都道府県等が再生利用に係る産業廃棄物を特定した上で、産業廃棄物処理業を行う者を指定するもの。